

# 住宅用火災警報器を 点検しましょう！！

住宅用火災警報器の設置が消防法によって義務化されてから10年以上が経ちました。この警報器は交換の目安が10年とされています。設置時期がわからない場合は、点検を実施しましょう。

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、  
ピーピーピー



ピーピーピー  
火事です



注)警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



しーん

それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

## つけてて良かった！

→住宅用火災警報器設置による奏功事例のページへ

## 交換が必要なら！

→住宅用火災警報器のページへ



塩防くん

## 塩釜地区消防事務組合

本部予防課 022-361-1616  
塩釜消防署 022-361-1634  
多賀城消防署 022-366-0177  
西部出張所 022-368-1313

松島消防署 022-353-6393  
七ヶ浜消防署 022-354-1867  
利府消防署 022-354-0774